

FONT1000使用許諾契約書

FONT1000(以下本製品といいます)のご使用に際しましては、下記の条項すべてに同意いただける方のみ、使用が許諾されます。

1 本製品の内容と知的財産権

本製品は、鑑賞、情報伝達、イメージの高揚を目的とした文字デザイン(書体デザイン)であり、これをデジタル数値とソフトウェアコンテンツにて表現したフォント(以下まとめてフォントといいます)にて構成されています。

本製品を使用される方は、これらのフォントが著作物であることを認めた上でご使用ください。

2 使用の範囲

(1)本製品は、1ライセンスに対し1台のみのコンピュータにインストールし、使用することが出来ます。

1ライセンスに対し、複数のコンピュータにインストールして、ご使用になると損害賠償の対象となりますので、ご注意ください。

(2)サーバーにて本製品を使用することは、出来ません。

(3)使用者本人が、使用許諾されたフォントのアウトラインを作成し、不足する文字を作成することができません。このように作成された文字は、第三者に譲渡、使用許諾、転売することはできません。

(4)本製品を元にして商品や社名などの営業を目的としたロゴを作成することが可能です。また、元フォント字形から加工編集して頂ければそのロゴを商標登録することも可能です。

※商標における係争FONT1000 事務局・スキルインフォメーションズ株式会社はいかなる場合にも関知いたしません。

(5)商用二次利用としてデザイナーがデザインとして納品したものを出版事業者が画像パーツ化して頒布することを許諾します。ただし「素材提供：FONT1000（スキルインフォメーションズ）」と書籍奥付に記載すること。

3 禁止される利用方法

(1)本製品の一部または全部を第三者に譲渡または、貸与すること。

(2)本製品の一部または全部を別のデータ形式に変換し、第三者に譲渡、貸与、使用、許諾、転売することはできません。

4 保証・免責

(1)本製品に瑕疵がある場合には、ご購入後90日以内であれば、対象となる本製品の購入日を証明できるものを添付して、当社に送付いただければ、無償にて交換いたします。

(2)当社は、本製品のご使用により生じたいかなる損害についても、これを賠償する責任を負いません。

なお万が一お客様と当社との間に紛争が発生した場合には、大阪地方裁判所を当該紛争の専属管轄裁判所とします。

5 契約の期間

お客様がユーザー登録手続きを完了した時より本製品を使用することができます。なお、お客様が本契約に違反した場合には、当社は本契約を取り消すことができます。

本契約が取り消された場合でも、当社はおお客様に対して一切の返金等を行いません。

使用用途別許諾範囲一覧 (FONT1000フォント)

使用用途		許諾
印刷物	広告、カタログ、チラシ、DM、ステッカー、商品パッケージ、ノベルティグッズなど	○
	印刷物に値する各種PDF	○
	看板、のぼり、バナースタンド、ポスター、パネルなど	○
	ロゴ、印鑑、スタンプ、表札など	○
	商標登録・意匠登録など法的保護を受けるロゴへの使用	○※1
デジタルコンテンツ	携帯電話の待ち受け画面、デコメール、着替メニューやPCの壁紙	○
	メールマガジン、素材など成果物として配布する場合	○
	年賀書籍での賀詞素材として画像データを有償頒布	○※2
電子書籍	電子書籍での使用	○
ユーザー自身のWEBサイト制作	フォントのタイトルと文字列での使用	○
	画像への合成使用	○
	フォントを画像化した後のFlashへの埋め込み	○
	フォントを画像化した後のバナーでの使用	○
第三者のWEBサイト制作	フォントを画像化した後のタイトル(ロゴ)と文字列での使用	○
	画像への合成使用	○
	フォントを画像化した後のFlashへの埋め込み	○
	フォントを画像化した後のバナーでの使用	○
ソフトウェアのGUI	フォントを画像化してソフトウェアのGUIでの使用	○
ゲーム	コンシューマーゲーム、PCゲーム、アミューズメントゲーム、携帯ゲームなどのソフトでの表示 (画像化したものの利用) ※フォントデータの直接組み込みは「機器への組み込み」となります	○
サーバー	サーバーにフォントをインストールして使用する場合(ASPサービスなど)	△別途許諾必要
映像作品	映画、テレビ番組、CM、ビデオ、DVD、デジタルサイネージ、ストリーミング動画などのテロップで使用 (You Tubeなどへの個人利用は別途許諾は不要です)	△別途許諾必要
放送局	テレビ番組やCMでのテロップなどを著作権を有する番組で使用する場合	△別途許諾必要
Flashへの埋め込み	静止テキスト・ダイナミックテキスト	○
製品へのバンドル	各種製品へのバンドルでのフォントの利用	△別途許諾必要
機器への組み込み	電子書籍機器、遊戯機器等への組み込み、印刷機の組み込みなど、 様々なハード機への直接組み込みを行って使用	△別途許諾必要
複数台のPCでの使用	複数台のPCでのフォントデータの使用	×
	共有サーバー等にフォントデータを配置して複数人で使用	×

※1 フォントのアウトラインデータを加工編集(字形加工)して画像化した場合のみロゴ等の商標・意匠登録を行うことが可能です。別途ライセンス費用に関しては必要がございません。

※1 同じフォントデータを不特定多数のユーザーが使うことが考えられるため商標・意匠登録の際はご自身の判断で登録ください。

※1 いかなる係争にもスキルインフォメーションズ株式会社、FONT1000事務局は関知いたしません。

※2 デザイナーがデザインとして納品し出版事業者が画像パーツ化して頒布することを許諾します。ただし、「素材提供:FONT1000(スキルインフォメーションズ)」と書籍奥付に記載する事。